

## 6. 償還（返済）が困難な場合について

### Q6-1. 返済の期間は変更できますか？

⇒原則として、借入時に設定された償還期間を超えて延長することはできませんが、繰上返済等により期間を短縮することはできます。借入時に設定された償還期日までに償還が完了しない場合、残りの元金に対し年3%の延滞利子が加算されます。

⇒申請時に緊急小口資金24か月（2年）以内、総合支援資金120か月（10年）以内で償還期間を設定していた場合は、期間を変更することは可能です。

### Q6-2. 返済の免除にはならないが、現在も生活が厳しいのでどうしたらいいですか？

⇒どのような理由で、生活にお困りでしょうか？お仕事の様子などによっては、返済の猶予について相談にのることができます。

例えば、生活が困っている状況の要因が、

- ①貸付を利用した世帯が地震や火災等に被災した場合
- ②貸付を利用した世帯員で現在、病気療養中の場合
- ③貸付を利用した世帯員で現在、失業又は離職中の場合
- ④貸付を利用した世帯員で奨学金や事業者向けのローン（住宅ローン除く。）など、他の借入れ金の償還猶予を受けている場合

====⇒上記①～④について、12か月（1年間）償還猶予の手続きができます。手続き方法は、①～④についての理由が確認できる公的機関等が発行の資料の用意が必要です。「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付金償還猶予申請書」に必要事項を記入の上、必要書類と一緒に兵庫県社会福祉協議会に提出してください。  
※審査によって猶予が認められない場合があります。

⇒その他の理由で返済が厳しい場合も、返済の猶予について相談に応じることができますので、あらかじめ、兵庫県社会福祉協議会特例貸付コールセンター（0120-552-039）までお問い合わせください。事前のお問い合わせなしで、償還猶予申請書等をお送りされますと承認されない場合があります。

⇒猶予ではなく、生活全般の相談については、一度、詳しくお話を聞かせていただけないでしょうか。

⑤収入と支出のバランスが合わない：お住いの生活困窮者自立支援事業の自立相談支援機関のご案内

⑥貸付制度について：【Q9-1 回答参照】

⑦その他、子どもの教育費について

====⇒上記⑤～⑦については、必要に応じて、窓口での対応、専門機関へのつなぎをします。

### Q6-3. 償還猶予ができると聞きました。どのような場合に手続きできますか

⇒①貸付を利用した世帯が地震や火災等に被災した場合

②貸付を利用した世帯員で現在、病気療養中の場合

③貸付を利用した世帯員で現在、失業又は離職中の場合

④貸付を利用した世帯員で奨学金や事業者向けのローン（住宅ローン除く。）など、他の借入れ金の償還猶予を受けている場合

====>>上記①～④について、12か月（1年間）償還猶予の手続きができます。手続き方法は、①～④についての理由が確認できる公的機関等が発行の資料の用意が必要です。①は、特例貸付貸付後に被災した場合、②、③は、おおむね1年以内の状況。④は、直近の状況の根拠書類をお願いします。

====>>「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付金償還猶予申請書」に必要事項を記入の上、添付書類と一緒に兵庫県社会福祉協議会に提出してください。※審査によって猶予が認められない場合があります。

⇒その他の理由で返済が厳しい場合も、返済の猶予について相談に応じるができますので、あらかじめ、兵庫県社会福祉協議会特例貸付コールセンター（0120-552-039）までお問い合わせください。事前のお問い合わせなしで、償還猶予申請書等をお送りされますと承認されない場合があります。

### Q6-4. 返済を少額に変更はできますか？

⇒返済でお困りということですので、返済の猶予の手続きがあります。

⇒償還計画の変更は可能ですが、償還期間内に完済していただければ、延滞利息はかかりません。（※最終的には増額しての償還をお願いすることになります。）

### Q6-5. 償還猶予期間中に、住民税が非課税となりました。

⇒償還猶予期間中に住民税が非課税となった場合は、償還免除申請に基づき、償還免除申請後に最初に到来する償還開始月以降の償還（返済）が免除となります。

⇒償還猶予期間前に未償還（未返済）がある場合は、その額は償還免除とはなりませんので、償還いただくこととなります。

⇒7月以降に送付する圧着はがきの「償還残額のお知らせ」の中で手続きについて案内します。

### Q6-6. 償還猶予中も生活が厳しく、償還猶予後の返済が困難です。

⇒償還猶予は1年間となっていますが現在、生活の改善が見込まれない場合は、手続きにより、償還猶予の延長又は、償還免除となります。

- ⇒現在の生活の様子をおきかせいただき、兵庫県社会福祉協議会特例貸付コールセンターから書類をお送りしますので、必要事項に記入の上、回答をお願いします。提出後、審査をさせていただきます、対応の結果についてお知らせいたします。
- ⇒前回の償還猶予申請を市区町社会福祉協議会または市区町自立相談支援機関で「意見書」作成をした方につきましては、現在の生活の様子について市区町社会福祉協議会または市区町自立相談支援機関にご相談をお願いします。